

60歳未満で会社などを退職されるかたへ

国民年金の加入手続きをお忘れなく！



60歳未満で会社などを退職されるかたや、そのかたに扶養されている配偶者は、国民年金の加入手続きが必要です。保険証を任意継続されたかたも国民年金への切り替えが必要です。☎国保年金課年金係 ☎6753

会社などを退職すると本人（第2号）と配偶者（第3号）は国民年金の加入手続きをすることで、第1号被保険者となります。
手続きに必要な物▶印鑑、年金手帳、資格喪失証明書など

国民年金に未加入または加入していても、未納にしていると老後に受け取る年金を受けられなくなったり、減額されたり、万一のときに障害年金や遺族年金が受けられなくなる場合があります。
再度、厚生年金に加入する予定でも、国民年金への加入手続きをしましょう。

国民年金保険料は、日本年金機構から郵送される納付案内書により、各金融機関やコンビニエンスストアで納付できます。
※口座振替やクレジットカードでも納付できます。
持ち物▶銀行届出印、通帳（クレジットカード）
※前納払いにすると保険料の引きがあります。

保険料の納付に困ったときに、免除制度に該当する場合がありますので、雇用保険受給資格者証や離職票を持参の上、早めにご相談ください。
※免除が認められると、年金を受給するための資格期間に反映され、老後受け取る年金額に計算されるため未納より有利です。

こんなときは届け出が必要です

国民年金被保険者区分▶第1号（自営業者、学生、無職のかたなど）▶第2号（会社員や公務員など厚生年金・共済年金の加入者）▶第3号（会社員や公務員の妻など第2号被保険者の被扶養配偶者）

こんなとき	どうする	届け出先	手続きに必要なもの
20歳になった	国民年金への加入の届け出をする	第1号被保険者▶市役所 第3号被保険者▶配偶者の勤務先	印鑑
結婚や退職などで配偶者の扶養になった	第3号被保険者への種別変更の届け出をする	配偶者の勤務先	配偶者の勤務先に問い合わせください
配偶者の扶養からはずれた	第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更の届け出をする	市役所	印鑑、資格喪失証明書
配偶者が会社を変更した	引き続き第3号被保険者となる届け出をする	配偶者の新しい勤務先	配偶者の勤務先に問い合わせください
転入・転出した	住所変更の届け出をする	異動先の市町村役場	年金手帳、印鑑
海外に居住する	国民年金の任意加入の手続き、または国民年金をやめる届け出をする	市役所	銀行届出印、通帳、年金手帳
年金の受給資格が足りない、年金額を満額に近づけたい	60~65歳未満のかたは任意加入の届け出をする	市役所	銀行届出印、通帳、年金手帳
年金手帳をなくした	再交付の届け出をする	第1号被保険者▶市役所 第2号被保険者▶勤務先 第3号被保険者▶配偶者の勤務先	印鑑、本人を確認できるもの 勤務先に問い合わせください

国民健康保険高齢受給者証についてのお知らせ

70~74歳（後期高齢者医療制度対象者は除く）のかたに交付している国民健康保険高齢受給者証の一部負担金の軽減特例措置（一部負担金の割合が2割のかたは3月31日まで1割に据え置き）が、平成24年3月31日まで継続になります。

現在「1割負担」のかたには、4月1日以降に使用する国民健康保険高齢受給者証を3月下旬に郵送します。医療機関を受診する際は、必ず国民健康保険被保険者証（保険証）と一緒に提示してください。

「3割負担」のかたは、現在お持ちの国民健康保険高齢受給者証を引き続き使用していただきますので今回は郵送しません。ご了承ください。

☎国保年金課国保給付係 ☎6750



2割のかたは平成24年3月31日まで1割となります

変更前	一部負担金の割合	2割（平成23年3月31日までは1割）
変更後	一部負担金の割合	2割（平成24年3月31日までは1割）